

令和2年12月23日

保護者の皆さまへ

茨木市立太田中学校
校長 廣瀬 憲吾

市立小中学校での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止についてお願い

日頃は、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の状況につきましては、大阪府の独自判断基準『大阪モデル』が、12月3日よりレッド(信号)となり、本市においても、「感染の拡大局面」にあると判断しております。つきましては、感染拡大防止のため、下記の内容について、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

【登校を控える場合】※出席停止の措置となります。

生徒等の家庭内での登校前の健康状態の確認により、発熱等の風邪症状がある場合等には引き続き、登校を控えてください。また、同居の家族に風邪症状がある場合等（診断を受けている場合を除く）も、児童生徒の登校は控えてください。

【生徒が感染の疑い・PCR検査受検予定となった場合】

受検に至るまでの状況や結果判明日等、保健所・医療機関での指示内容等を早期に学校までお知らせください。生徒が濃厚接触者として、PCR検査受検予定となった場合や、結果が陰性・陽性に関わらず、保健所・医療機関での指示内容等を学校にお知らせください。

なお、**冬季休業中については、生徒が陽性と判明した場合のみ**（家族の陽性判明や、生徒のPCR受検予定の場合は不要）、**学校に連絡をお願いします。**

○休日等、教職員が不在の場合（夜間を除く時間）

管理員に「緊急です。校長に折り返し連絡をお願いします。」とお伝えください。管理員から、校長、教頭に連絡し、折り返し保護者にご連絡します。）

濃厚接触者に特定された場合の出席停止期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間となっています。

【個人情報の取り扱いについて】

濃厚接触者等に該当する方への連絡を実施するにあたり、保健所から学校に対して、対象者の連絡先などの個人情報を求められる場合がございます。その際は、茨木市個人情報保護条例に基づき、学校から保健所に提供することがございますので、ご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

【風評被害の防止について】

感染の疑い、PCR検査受検の情報については、個人情報保護の観点及び風評被害が生じないように、SNS等で外部に伝えないようご配慮をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症については、感染状況が日々変わってきておりますが、今後とも関係機関と連携して参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る市立小・中学校の
臨時休業の考え方について

令和2年9月3日付け学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに従い、臨時休業の範囲については、感染拡大リスクに留意しながら、子どもの学びを保障するため、小・中学校の対応は、次のとおり決定する。

感染状況等		臨時休業範囲
(1)	<p>校内に感染者が確認されたが、校内での感染拡大のリスクがない場合</p> <p>*当該感染者が無症状、検査実施前2日間登校・出勤していない場合 *当該感染者に症状がでた日の前2日間登校・出勤していない場合 等</p>	臨時休業なし
(2)	<p>校内に感染者が確認され、濃厚接触者の状況から感染拡大のリスクがある場合</p> <p>ア 濃厚接触者※が当該学級内に限定できる場合 イ 濃厚接触者※が当該学年内に限定できる場合 ウ 濃厚接触者※が学校全体にいる可能性がある場合</p>	<p>ア 当該学級のみ イ 当該学年のみ ウ 当該校のみ</p>
(3)	複数の学校で感染者が確認された場合	地域限定または市内一斉臨時休業の検討

※濃厚接触者は、マスク等しないで、手で触れることのできる距離（目安として1m）で、感染者と15分以上接触があった者等、聞き取り等により個々の状況から、保健所が総合的に判断する。

ただし、上記に関わらず、市内の感染状況、校内での感染者数により、保健所からの指示に従い、臨時休業の範囲を総合的に判断することとする。

R2.12.21 時点
この内容に変更はありません。